

COC+事業教育プログラム開発委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会要綱第7条第3項の規定に基づき、COC+事業教育プログラム開発委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会から推薦された委員をもって構成する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) COC+事業 文部科学省の平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」の採択を受けた学校法人広島市立大学の「観光振興による『海の国際文化生活圏』創生に向けた人材育成事業」をいう。
- (2) COC+大学 公立大学法人広島市立大学をいう。
- (3) 教育プログラム COC+事業における教育カリキュラム編成、アートプロジェクト等の教育研究事業をいう。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を協議するため、適宜、会議を開催する。

- (1) 教育プログラムに関すること
 - (2) COC+大学及び参加各大学がCOC+事業で実施する科目に係る単位互換制度に関すること
 - (3) 上記各号に定めるもののほか、COC+大学及び各参加大学の連携・協力について必要な事項
- 2 会議は委員長が招集する。
- 3 委員長は、会議の運営及び進行を行う。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキング会議の設置)

第6条 委員会に、第5条第1項に関する事項を協議するため、COC+大学及び各参加大学

の担当者で構成するワーキング会議を設置する。

(庶務)

第7条 委員会に関する事務は、観光振興による地域創生に向けた人材育成事業協働協議会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。